慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スペインのEC加盟に伴う法的問題
Sub Title	Legal Problem of Spain's Entry into the EC
Author	石井, 陽一(Ishii, Yoichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.9 (1986. 9) ,p.55- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860928-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スペインのＥＣ加盟に伴う法的問題

石井陽一

一、問題の所在
二、長い加盟交渉の経緯と背景
三、ＥＣ法と国内法との関連
四、加盟条約、加盟議定書の構成
五、加盟に伴う法改正、法調整
むすび

一、問題の所在

ローマ条約第二三七条によりヨーロッパのすべての国はＥＣへの加盟を申請することができる。スペインも地理的にヨーロッパの一国である以上、加盟を申請する資格がある。

スペインが最初に加盟を申請したのは一九六二年二月であり、一九八六年一月一日に漸く加盟に漕ぎつけた。その間に二四年の歳月が流れている。何故およそ四半世紀もかかったのか。一言に要約するならば、ヨーロッパにおける

スペインの異質性が早期加盟を妨げてきたといえるであろう。「アフリカはピレネーから始まる」といったはアレクサンドル・デュマであり、誇張を伴った文学的表現であるとは言え、スペインの異質性を言い当てた通り言葉とされてきた。

たしかに、茶色と褐色を基調とする地勢、イスラム教徒が残した文化的遺産、イスラム教徒放逐の過程で強まったカトリック純一化の伝統、一九世紀前半まで長期化した異端審問、宗教改革の不在、市民革命の不徹底による二度にわたる共和制の崩壊、産業革命の出遅れ、地方分権主義と中央集権主義との宿命的な対立、独裁制の長期化、ヨーロッパ諸国と比較して相対的に低い賃金と物価、一九六〇年代の高度成長政策の下にGNPの世界順位第九位ないし第十位（EC順位第五位）[1]まで躍進したが、アンダルシア、エストゥレマドゥラなどのヨーロッパ最貧地帯[2]を内包、これらの地方における大土地私有制の温存、セウタ、メリーリャ、カナリア諸島などの自由港の存在、大きい地域隔差と貧富の隔差、ジブラルタルというヨーロッパでは唯一の外国植民地の内蔵、ラテンアメリカとの歴史的血縁的な絆、などの要因がヨーロッパにおけるスペインの異質性として挙げられるものであろう。

しかし、本稿のテーマに即して考えれば、その法制は大陸法系であるので異質とはいえない。むしろ、コモン・ローの英国がECに加盟したときに較べれば、加盟に伴う法調整の必要は少なくて済むのではないかということが一応考えられる。しかし、大枠としては大陸法系であり、その法制にはヨーロッパのどこかの国のそれを母法とするものが多いのだが、スペインの風土的条件は法のなかに微妙に投影しており、結論的にいって、加盟の前後にわたり相当の法調整を必要とする。

EC加盟というととかく経済的観点から話題になり、現に日本の新聞雑誌でも、スペイン側から、もしくはEC側からみた加盟の損得の問題が記事になるようになった。本稿ではその加盟の損得の問題にはあまり踏み込まないこととする。それは経済的な問題だからである。ただ経済的な問題と法的な問題とはメダルの両面のように表裏をなして

いることが多いので、必要に応じ軽く触れるに止めることとする。

法的な問題として、ＥＣ法とスペイン国内法との関連（特に法源の順位の問題）、加盟条約、尨大な加盟議定書とその付属書類および既存のＥＣ法との体系的把握の必要性、加盟に伴うスペイン国内法の調整などが考えられ、それを通じて一国が経済統合に加盟することによる変化を法的な側面から考察することが本稿のテーマである。

本論に入る前に、長い加盟交渉とその背景を探ることから始めたい。

（1）一九八五年四月二十二日付ＡＢＣ紙記事による。スペイン、ポルトガル加盟後の拡大ＥＣ順位では、人口およびＧＮＰにおいて、西独、イタリア、英国、フランス、スペイン（人口の十一・九〇％、ＧＮＰの六・三七％）の順になる。

（2）一九八五年六月一〇日付ＡＢＣ紙記事による。ヨーロッパの一四九地方の貧窮度順位では、アンダルシア、エストゥレマドゥラ、カナリア諸島の順になる。

二、長い加盟交渉の経緯と背景

スペインが最初に加盟申請した一九六二年二月に、筆者はマドリードに留学していたが、一九五〇年代後半、フランコ体制のままで国連、ＩＭＦ、ＯＥＣＤへの加盟に成功し、その実績を踏まえて、次はＥＥＣ加盟も夢ではないというのが当時の雰囲気であった。一部には、この際独裁制を清算して民主化に踏み切らない限りヨーロッパへの仲間入りは困難という見解を出す識者もいたが、それを口にすること自体に相当の勇気を要し、また事実、危険があった時代であった。

一九六二年三月、独裁者フランコは、ＥＥＣ加盟の申請は政治問題とは関係のない経済的な問題であるから、最近の加盟申請に対するＥＥＣ側の拒絶は予想していないという個人見解を表明した。しかしながら、ヨーロッパ諸国はこれを純粋な経済問題として取り扱うことを拒絶し、一九六二年一月一五日欧州議会に対して提出された新規加盟条

件に関するビッケルバッハ報告書の「その政府が民主的な適法性を欠き、その国民が直接的にもしくは民選議員を通じて間接的に政治に参加していない国は、ＥＥＣへの加盟を申請できない」[1]という解釈に準拠することを決定した。

フランコ体制下のスペインにおいても、スペイン議会の創設に関する一九四二年七月一七日付法律[2]にもとづく一院制の議会（Cortes）はあったが、その議員は民選によるものではなく、内閣の閣僚、唯一の政党である国民運動の代議員、最高裁判所・国務諮問会議・最高軍事裁判所・会計検査院などの長、産業別組合（労・資混成の）の代表一五〇名、県を構成する市町村（municipios）の代表を各県から二名、全国の大学総長、スペイン研究所（El Instituto de España）の長およびそれを構成する王立学士院の会員二名、弁護士会・医師会の代表各二名、その他の指定職業団体（名称略）の代表各一名、商工会議所の代表各三名、高位の聖職者・軍人・文官にして特別な功労により国家首長（Jefe del Estado）たるフランコによって指名された二五名以内の者、から構成され、議長および副議長は国家首長が任命するという徹底した官選かつ職能代表的議会だったから、ビッケルバッハ報告書の条件には合わなかった。ＥＣが拒絶反応を示す理由は、恐らく政治的な理由ばかりでなく、前述のようなスペインの異質性の諸要因を綜合したものであったのであろうが、政治的な異質性が立て前の拒絶理由として最も簡便かつ効果的であったのであろう。

一九六七年になって、ＥＣ委員会は加盟を前提としない通商関係に限定した交渉に応ずることになり、第三国との過渡的な通商関係を定めるローマ条約第一一一条と第一一三条の規定にもとづき、一九七〇年六月二九日、スペインとの間に特恵関税協定を締結した。この協定は、スペインの大部分の対ＥＣ輸出に対して四〇ないし六〇％の関税率の引下げを認める一方、ＥＣの対スペイン輸出は二五ないし六〇％の関税率の引下げに止めるという発展較差を考慮した寛大な内容であって、七〇年代のスペイン経済の躍進はこれに受益することが大きかったといわれる。[3]

一九七五年十一月、独裁者フランコが死去し、フランコの下に幼時から預けられて帝王教育を受けていたドン・ファン・カルロス（Don Juan Carlos）王子が予定通り国王に即位した。国王は、その即位演説のなかで次のような強い

ヨーロッパ帰属意思を表明した。[4]

「……ヨーロッパという観念は、スペイン人の存在を言及することなしには、そしてまたわが先祖の多くが残した数々の業績を抜きにしては不完全なものであろう。目下の必要事は、双方がそのことを理解し合い、万人がそれに由来する結論に到達するであろうことである……」。

この一節のなかには、かつてヨーロッパに君臨したスペイン帝国の矜持、異質国扱いに対する不満が含蓄されている。とくにドン・ファン・カルロス国王がブルボン王朝の後裔であるだけにヨーロッパ復権意識が強いであろうことは想像に難くない。

カルロス国王は、長い独裁制に疲れて民主化を待望している民意を察し、また恐らくはＥＣ加盟への条件整備も意識して、集会・デモを解禁、一九七六年七月に新進気鋭の政治家アドルフォ・スアレス（Adolfo Suárez）を首相に起用して、同年十一月に総選挙の実施と二院制国会の創設などを定める政治改革法案をフランコ体制から継続している一院制国会で可決させ、一九七七年六月総選挙を実施した。同年同月に、スペインはＥＣを構成するＥＥＣ、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ＥＣＳＣ以下、英略ＥＣＳＣによる）、ヨーロッパ原子力共同体（ＥＵＲＡＴＯＭ）の三共同体に加盟申請した。[5] このタイミングからみても、スペインの民主化路線にはＥＣ加盟への条件整備という要因がかなり強く作用していたであろうことを窺い知ることができる。

民主化の仕上げは一九七八年憲法の制定である。国民主権、三権分立、その三権の調整役としての僅かな王権、二院制議会、複数政党主義などを標榜し、議会君主制（monarquía parlamentaria）を政体とする七八年憲法の法案は、一九七八年一〇月上下両院で採択され、同年一二月六日の国民投票で承認された。同年同月一九日、ＥＣ理事会はスペインの加盟申請を正式に受理し、交渉開始日を一九七九年二月五日に定めた。ＥＣ側の対応もスペインの民主化の進度に連動していることがよくわかる。七八年憲法の制定をもってＥＣ側からスペインの加盟をこばむ政治的理由はな

くなった。しかし、政治的口実がなくなったところで、本音の理由である経済的障害が顕在化してきた。スペインの安いオリーブ、野菜、ワインの流入に伴う仏伊農家の打撃、漁業大国スペインとECの漁業国である英国、アイルランド、デンマーク、オランダ、西独との対立が表面化してきて、加盟交渉は難航を重ね、当初は一九八三年一月に加盟目標を置いていたが、それが一九八四年一月にずれ込み、さらに一九八五年三月二九日に漸く双方の要求が調整されて一九八六年一月一日より加盟という線で、EC対スペイン、ポルトガルの両国が合意に達した。同年六月一二日加盟条約が調印され、さらに同年末まで西・葡、既加盟各国の国会、欧州議会の批准を経て、本年（八六年）一月一日より発効することになり、加盟が現実のものになった。

この間、スペインの政情には、スペインの二・二六事件と言われる一九八一年二月二三日のテヘロ中佐による下院占拠事件があったり、一九八二年一二月に社会労働党（PSOE）の政権発足があったが、とも角も民主化体制を持ちこたえた。民主化以降、一九七七年、七九年、八二年と三回にわたる総選挙が実施されたが、最右翼から最左翼の政党に至るまでEC加盟は選挙公約に入っていた。スペイン人全体がEC加盟を手放しに支持していたとも思えないが、いずれの政党もその選挙公約からEC加盟を外すことのできないようなムードがあったことだけは確かである。

（1）Paul Preston & Denis Smyth, SPAIN, the EEC and NATO, 1984 London の西訳版 p. 11-12.

（2）フランコ体制の下においては、統一的な憲法はなく、スペイン議会の創設に関する法律のほか、スペイン国民の憲章（一九四五年七月一六日）、国民投票法（一九四五年一〇月二二日）、国家首長継承法（一九四七年六月七日）、労働憲章（一九四七年七月六日）の四つの基本法を合わせると憲法に相当するものになった。その邦訳は、大石憲法研究所編『世界各国の憲法集』、嵯峨野書院、一九七三年、所収。

（3）一九八五年六月一二日付ABC紙記事。

（4）Paul Preston & Denis Smyth, ibid., の西訳版 p. 57.

（5）ヨーロッパ経済共同体（European Economic Community 英略 EEC, Comunidad Económica Europea 西略 CEE）、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（European Coal and Steel Community 英略 ECSC, Comunidad Europea del Carbón y del Acero 西

略 CECA)、ヨーロッパ原子力共同体 (European Atomic Energy Community 英略 EURATOM, Comunidad Europea de la Energía Atómica 西略 CEEA) の三共同体は、一九六七年以降、機関合併条約により、委員会、理事会、総会、裁判所の四つの機関を共通のものとすることになり、三つの共同体の総称としてヨーロッパ共同体 (European Communities 英略 EC, Comunidades Europeas 西略はとくになく、CEE が EC の略語としても用いられている) という名称が用いられるようになった。大谷良雄著「概説ＥＣ法」有斐閣選書、六～七頁。

三、ＥＣ法と国内法との関連

ＥＣ法の加盟国法に対する優越性、加盟国に対する拘束性を示す根拠として、ローマ条約第五条、第一八九条を挙げることができる。(1)

第五条　加盟国は、この条約に基づくか又は共同体の機関の行為に基づく義務の実施を確保するために適切な一般的若しくは特別のすべての措置を執り、かつ共同体の任務の達成を容易にする。

加盟国は、この条約の目的の実現を危うくするおそれのあるいかなる措置も執ってはならない。

第五条は基礎的な法源である条約の国内法に対する優越性を主張しているものと解釈されるが、第一八九条は、派生法とも第二次法源ともいわれる規則、命令、決定、勧告、意見のそれぞれの効力の範囲を定めている。

第一八九条　理事会及び委員会は、その使命を達成するためにこの条約に定める条件に従って、規則及び命令を定め、決定を行ない、かつ勧告又は意見を表明する。

規則は一般的な効力を有する。規則はそのすべての要素について義務的であり、すべての加盟国において直接適用することができる。

命令は、達成すべき結果について、これを受領するすべての加盟国を拘束するが、方式及び手段については加盟国の機関の

権限に任せる。

決定は、そこに指定される受領者に対しそのすべての要素について、義務的である。

勧告及び意見は、何ら拘束性を有しない。

字義通り解釈すれば、このうち一般的な拘束性を主張しているのが規則である。すなわち、加盟国において加盟国の法律と同様に適用される。命令はこれを受領するすべての加盟国を拘束はするが、方式および手段については加盟国の裁量に委ねている。決定は、指定受領者への拘束性を定めている。勧告および意見には拘束性がない。

ヘスス・フエヨ（Jesús Fueyo）教授は、第一八九条第二項の規則は、加盟国に法律革命（revolución jurídica）をもたらすものであり、またECの規則に抵触する加盟国の法律は無効になると解釈している。[2]

スペイン側のEC法の受容に関する七八年憲法の立場は、その条約に関する第三章（第九三条～第九六条）に定められている。[3]

第九三条　組織法[4]をもって国際組織もしくは国際機関に対して本憲法に淵源する権限の行使を付与する条約の締結を承認することができる。これらの条約を履行する保証、権限移譲先の国際機関もしくは超国家機関が発する諸決定を履行する保証は、個々の事例によって、政府または国会がこれにあたるものとする。

条約の締結を承認する（autorizar）とは具体的には批准する（ratificar）ことに外ならない。因みに、この第九三条にもとづき、一九八五年六月一二日調印されたEC加盟条約を承認する組織法の法案が同年六月一五日に国会に上程され、六月二六日下院で承認され、七月一七日上院で承認された。同法の内容は、六月一二日調印した加盟条約を批准することを承認する（第一条）、同法が官報に掲載された日より発効する（第二条）、という二条から成るもので、同法の添付1が加盟条約（Tratado de Adhesión）、添付2がスペイン、ポルトガルの加盟に関する六月十一日付のEC委員会の決定、添付3が加盟条約のいわば施行細則になる加盟議定書（Acta relativa a las condiciones de adhesión）とその付属書類をいう構成になっている。

この第九三条のなかに「超国家機関（organismos supranacionales）」という用語が含まれていることは、憲法制定の過程においてもＥＣ加盟が意識されていたことを示すものであろう。その超国家機関が発する諸決定も履行する姿勢が示されている。

また、憲法第九六条第一項は条約の国内法化とその優位性について次のように定めている。

第九六条　①　有効に締結された国際条約は、一度びスペイン国内で公式に公告されると、国内法体系の一部を構成する。その規定は、当該条約の定める方式もしくは国際法の一般原則によってのみ廃止、改正もしくは停止することができる。

国内法化された国際条約を国内法をもって改廃することはできない、当該条約の定める方式もしくは国際法の一般原則によってのみ改廃できるということになるから、法源の順位として条約の優位性を認めたことになろう。ただ一つの歯止めとして、憲法第九五条第一項は条約に対する現行憲法の優位性を保持している。

第九五条　①　憲法に違反する条項を含む条約の締結には事前に憲法の改正を必要とする。

スペイン政府が加盟条約に調印し、国会がそれを批准したということは、政府および国会が、加盟条約、加盟議定書の内容が現行憲法に抵触しないとみなしたことになろう。

（1）　ローマ条約の訳文は、田岡良一、藤崎萬里監修、金田近二編「国際経済条約集」ダイヤモンド社、所収による。

（2）　Jesús Fueyo, El Derecho Europeo, 一九八五年九月二十二日付ＡＢＣ紙所載。

（3）　一九七八年憲法の邦訳には、中川和彦訳、『レファレンス』昭和五四年（一九七九）五月号（国会図書館）所収と、黒田清彦訳、原誠など編「スペイン・ハンドブック」、三省堂、一九八二年、所収とがある。本稿では、両邦訳を踏まえ、Leyes Politicas, Editorial CIVITAS, 1979. 所収の原文にもとづき筆者なりに訳出した。

（4）　組織法（ley orgánica）の定義は憲法第八一条が下している。

第八一条　①　基本的権利および公的自由の発展に関する法律、自治共同体憲法、総選挙制度、憲法に定められたその他の法律を承認する法律を、組織法という。

四、加盟条約、加盟議定書の構成

筆者は、一九八五年の夏をスペインで過したので、加盟条約を承認する組織法の法案、加盟条約、加盟にかかわるEC委員会決定、加盟議定書（Acta）とその付属書類（共同宣言、付属議定書（protocolo）、付表、関税リストなど）を集録した、電話帳並みに分厚な一巻の法文集を入手することができた。

前述のように加盟条約の批准を承認する組織法は全文二条であるので一頁、加盟条約も全文三条だが調印している加盟各国の代表者名とその署名がスペースをとって三頁、EC委員会決定も一頁であるが、加盟議定書とその付属書類は厖大なものであり、A4版で三〇八〇頁になるこの分厚な法文集の大部分を占めている。量的に分厚であるばかりでなく、内容的にも複雑かつ難解である。思いつくままにその理由を列挙してみよう。

(1) ECとスペイン、ポルトガルの両国が個別に条約を結んだのでなく、両国を一セットにしたECとの条約である。因みに一九八五年六月一二日の午前中にEC代表団の一行はリスボンで調印し、午後は空路マドリードに移動して同じ条約にスペインの調印を得ているのである。

加盟議定書の全文四〇三条のうち、基礎条約の部分的改正、西・葡共通事項が五五条、スペイン関係が一五九条、ポルトガル関係が一八九条という構成になる。これに、前述のような付属書類三六件が添付され、それらは加盟議定書と一体をなすものとされている（加盟議定書第四〇〇条）。

(2) 加盟議定書は部（parte）、編（título）、章（capítulo）、節（sección）に分かれている。節のなかには、まず原則を定める条文があって、その例外となる但し書そのものような条文が数条後続するというケースが多い。例えば、ECとスペインとの間に現存する輸出入に対する数量制限は一九八六年一月一日より撤廃される（加盟議定書第四二条）という自由化の原則を定める条文がまずあって、第四二条の規定にもかかわらずという文言で始まり、スペインは、あと何年間、特定品目に関する輸入数量制限を継続するという内容の規定が七条続く。例えば、カラーテレビ（年間一九、二三三台）、トラクター（年間三、一七一台）の数量制限を一九八八年一二月末まで継続、硫黄、爆薬、プラスチック製品、兵器、ミシン、綿製品などのそれぞれの数量制限

を一九八九年一二月末まで継続、またＥＣ側もスペインからの屑銅およびその合金の輸入数量制限を一九八八年一二月末まで継続、というような内容の例外規定である。原則に対する例外規定が実に多い。

(3) 議定書のなかには第一次法源としてのローマ条約、パリ条約のなかの条文ばかりでなく、裾野にある第二次法源としての規則、命令、決定などが沢山引用されている。この分厚な議定書とその付属書類の読み方として、ＥＣ法における第二次法源までを含む有機的な把握が必要不可欠であることが実感としてわかる。

(4) 加盟議定書によって、前述のように、基礎的な条約および規則、命令などが部分的に改正されている。例えば、理事会における国別の投票数（加盟議定書第一四条によるローマ条約第一四八条の改正、フランス、イタリア、ドイツ、英国の一〇票に対しスペインは八票、ベルギー、ギリシア、ポルトガル五票。総投票数七六票、多数決票五四票）、委員会の委員（加盟議定書第一五条によるローマ条約第一五七条第一項の改正、委員総数一七名、スペインを含む大国の委員は二名、小国は一名）、欧州議会の議員定数（加盟議定書第一〇条により、議員選挙に関するＥＥＣ、ＥＣＳＣ、ユーラトム共通の決定 76/787 に付帯する付属議定書第二条を改正し、国別の議員定数は、ベルギー二四名、デンマーク一六名、ドイツ八一名、ギリシャ二四名、スペイン六〇名、フランス八一名、アイルランド一五名、イタリア八一名、ルクセンブルグ六名、オランダ二五名、ポルトガル二四名、英国八一名）、欧州裁判所裁判官の数（加盟議定書第一七条により、ＥＣＳＣ条約第三二条、ローマ条約第一六五条、ユーラトラム条約第一三七条を改正して裁判官の数を一三名にする）、会計検査院の構成員（加盟議定書第二〇条により、ＥＣＳＣ条約第七八条の第二項、ユーラトラム条約の第一八〇条第二項により構成員（検査官）を十二名にする）というように、この加盟議定書によってＥＣ法も部分的に改正されている。

五、加盟に伴う法改正、法調整

ローマ条約は、共同市場の設立および加盟国の経済政策の漸進的接近によって、加盟国全体の調和した発展、持続的かつ均衡的な拡大、安定強化、生活水準の向上、加盟国間の関係の緊密化を促進する目的の一環として、共同市場

の運営に必要な限度内での各国法制の接近（第二条、第三条(h)号）を求めている。今回の加盟に伴い、スペインが法調整、法改正、新法の制定などを迫られている事例としては、加盟議定書によって義務付けられたもの、ECが締結した国際条約への加盟、加盟議定書で義務付けられた訳ではないが、現行EC法が加盟国に勧奨しているもの、加盟議定書や現行EC法による義務ではないが、スペインが加盟に関連して自主的に必要を感じて実施するもの、などおよそ四通りに分けて考えられる。また、その実施時期としては、加盟前、加盟と同時、加盟後という三段階があるので、段階別に追ってみることとする。

(一) 加盟前の実施

加盟前の実施は、当然のことながら、自主的なものである。新法の制定と法の部分的改正を通じて実施されている。

a、一九七八年憲法

まず、一九七八年憲法の制定そのものが、スペインの政体を独裁制から民主化路線に切り替え、ヨーロッパに仲間入りするための基本的な条件を準備した第一次的な法調整ということができるであろう。

b、産業再編成・再工業化法

スペインの工業の生産性はヨーロッパ諸国のそれの六〇%位といわれるが、[1] 鉄鋼、造船、繊維など十一業種の合理化をはかり、加盟後の国際競争力をつけるために、スペインの社会労働党（PSOE）政権は、一九八三年十一月三〇日、産業再編成および再工業化に関する王令法第8号[2] (Real Decreto-Ley 8／1983, de noviembre, de Reconstrucción y Reindustrialización) を公布、これらの産業に国が援助をするかわりに、思い切った設備廃棄と人員削減を断行するというものである。

この十一業種のうちの鉄鋼をとってみると、加盟議定書第五二条が、スペインの鉄鋼業の再建は加盟日より起算し

て三ヵ年以内に終了することを求めている。即ち、加盟前の二年を含めて、五年間の再建期間を認められていることになる。再建期間を終えたときに、鉄鋼業は独り立ちしなければならない。

一九八五年十一月四日付ＡＢＣ紙によると、ＥＣＳＣ加盟国は一九八五年末で再建期間を終了するので、スペインは三ヵ年遅れるということになる。第五二条に関連する第一〇付属議定書（Protocolo No. 10）によると、ここにいう再建とは近代化、操短、金融的再建、国の援助が不要になった状態を指すものであり、三年後のスペインの鉄鋼業は加熱鉄板の生産能力を年一八〇〇万トンを上回らない線におさえる、また加盟後の国家による援助は遅くも加盟後一五ヵ月までとする、という枠をはめられている。

c、外資法の一部の改正

一九八五年七月二日付王令法の公布により、スペインは外資導入に対する規制を幾分緩和した。[3] 即ち、従来、外資出資率五〇％以下の投資案件は、経済・大蔵・商務省の対外取引局（Dirección General de Transacción Exterior 略称ＤＧＴＥ）への事前通知だけでよく、五〇％を超える投資案件はＤＧＴＥの事前許可取付を必要としたが、今後は、特定業種を除き、外資出資率五〇％以上の場合も事前通知だけでよいことになった。特定業種とは、国防産業、新聞社、通信社、映画製作（外資の出資を全面禁止）、航空業（外資の出資限度二五％）、海運業（外資の出資限度四〇％）、証券会社（外資の出資限度五〇％）、鉱業（外資の出資限度四九％）などのことである。これらの特定業種を除けば、外資は一〇〇％の出資の新会社を設立することもできるし、既存の会社の株を自由に買占めることもできることになったわけである。

資本移動の域内自由化を建前とするＥＣへの加盟を前にしての自由化の措置であるが、ＥＣ加盟国の外資を特別待遇しなかったのは、加盟後のスペインの産業体質を強化するために、むしろ米国、日本のような域外大国からの外資の受け入れを狙った法措置であるとみられる。

(二) 加盟と同時の実施

加盟議定書により義務付けられたものがほとんどである。

a、付加価値税の新設

EC域内で直接税は国別に区々であるが、間接税は付加価値税（ECにおける略称はVAT、Value Added Tax の略語、西・葡両国での略語はIVA、Impuesto al valor añadido の略語）の採用を通じて調和が図られている。EC予算の財源の半分以上を占めているのがVAT（各国のVAT収入の一%）であるから、スペインも加盟議定書第一八七条により、一九八六年一月一日より導入を義務づけられている。一九八五年四月九日付で付加価値税法案が上程され、両院を通過して一九八五年一〇月七日の官報に掲載された。通常、官報掲載日から法律は発効するのだが、この法律の末尾に一九八六年一月一日より発効すると定められたのは当然の成行である。前述のように、スペインのEC加盟が本決まりになったのは一九八五年三月二九日であるから、スペインとしてはかなり迅速な対応である。同年四月一日付のABC紙は、そもそも付加価値税が創設されたのは一九六七年四月十一日付の命令（directiva）によってであり、一九七〇年一日一日付の第二命令によって加盟各国の付加価値税の調和がはかられたのだが、最初に採用したのが西独とフランス（一九六八年）、次いでオランダ（一九六九年）、ルクセンブルグ（一九七〇年）、アイルランド（一九七二年）、イタリア、英国（一九七三年）という順になり、加盟と同時に採用したのは英国位のものである。一九八一年に加盟したギリシアに至っては未だに採用していないのであるから、スペインは付加価値税の導入に早まることはなかったのではないかという見解を出している。

たしかに、流通の過程で付加価値の高まる都度課税される付加価値税の納税方法はかなり複雑であって、企業、自営業などは取引の一件毎に仕切状（factura）を発行して控をとり、発行した仕切状の控と受け取った仕切状とを漏れなく保管しておかねばならない。経済的にはインフレ促進要因になる懸念もあり、実施までもっと準備期間を置くべ

きではなかったかという声がその後も新聞紙上に出ていた。しかし、加盟と同時の実施を承諾するあたりに、ＥＣ加盟交渉におけるスペインの加盟への熱意の表明があったのであろう。

付加価値税の導入と共に、売上高税、奢侈税、清涼飲料特別税、輸出による税還付、入場税、ポルノ映画特別入場税、奢侈支出に対する市町村税、農村機械化税、電力税、電話使用税、煙草栽培賦課金、保険会社の保険料収入税、オリーブ宣伝賦課金などの間接税が廃止され、付加価値税（ＩＶＡ）に一本化されることになるので、スペインの税法の体系が大きく変ることになる。このなかには地方税に属するものもあるので、地方分立志向（regionalismo）の強いこの国における税制の中央集権化を意味する。

加盟以後、直接税のほかに、付加価値税と共に存続する税種は、財産移転・法律行為文書税（Impuesto sobre Transmisiones Patrimoniales y Actos jurídicos documentados ほとんどが印紙税）、特種税（Impuestos Especiales アルコール、酒類、清涼飲料、石油製品などの製造、販売に課税）、関税（Derechos del Arancel Aduanero）である。(4)

なお、付加価値税の適用される地域は、ＥＣの関税加盟に参加する地域であるので、加盟議定書第二五条および第二付属議定書（Protocolo No. 2）によりこの地域に入らないことになったカナリア諸島、セウタ、メリーリャの三自由港には適用されない。言い換えれば、付加価値税が導入される地域はスペイン本土とバレアーレス諸島ということになる。

b、関税法改正の必要性

スペインのＥＣ加盟は一九八六年一月一日より発効するが、加盟議定書第五〇条第三項により関税同盟が始動するのは一九八六年三月一日からであり、同条第二項により同年二月二八日までのＥＣ・スペイン間の貿易には本稿二、で前述した一九七〇年の特恵関税協定が適用される。したがって、関税法上の改正は厳密には加盟と同時ではなく、三カ月のずれがあるが、加盟第一年目の改正は同時に準ずるといってよいであろう。関税は数年にわたり小刻みに切

り下げられるので一九六〇年五月三〇日付関税法（Ley Arancelaria）を毎年改正するのではなく、恐らくは省令（Orden）で逐次改正し、最終年で法の改正に及ぶのではないかと思われる。次に列挙するのが、加盟議定書で要求されている一年目の改正点である。

(ア)加盟議定書第三一条第一項により対EC輸入関税は基準関税の一〇%切下げ。同条第二項a号により加盟国の旅行者の手荷物は免税。同条同項b号により加盟国よりの非商業的な小包も免税。

(イ)加盟議定書第三九条第三項によりスペインは一九八六年三月一日以降ECの共通関税分類表およびECSCの統一関税分類表を使用。

(ウ)加盟議定書第三七条第一項によりECの対外共通関税率の適用について、同条同項a号によりスペインの基準関税と対外共通関税率もしくはECSCの統一関税率の間に上下一五%以上の差がないときは、一九八六年三月一日より対外共通関税率もしくはECSCの統一関税率を適用。然らざる場合は、同条同項b号により基準関税と対外共通関税率もしくはECSCの統一関税率の間の開きを一定率により縮める関税を適用。第一年は一〇%。

c、工業所有権法の改正

第八付属議定書（Protocolo No. 8）により、スペインは、加盟と共に、その工業所有権法を物の移動の自由の原則[5]とECが達成した工業所有権保護の水準とに両立させることを約束している。そして、この目的のためにEC委員会とスペイン政府の関係当局は密接な協力体制を確立することになるが、この協力体制には現行工業所有権法を新法に改正する作業も含まれる。

スペインは、一九七五年一二月一五日付の共同体特許権に関するルクセンブルグ条約の第七五条[6]に見合う立証責任の逆転（la inversión de la carga de la prueba）に関する規定を新法に導入することとする。ここにいう逆転（inversión）とは、従来スペインでは原告が独創性を立証する責任があったが、今後は被告の方が独創的な製造方法を用いており、原告の製造方法を盗用したのではないという立証をする責任を負うことになるという意味での逆転である。この規定

は、加盟日以降に出願された製造方法に関する新規の特許申請については加盟時点より適用される。

d、電離放射線に対する健康保護の立法

ユーラトム加入に伴い、加盟議定書第三九九条により、スペインは、労働者および一般公衆の健康を電離放射線から生ずる危険から保護するためのユーラトムの基準に則り国内の立法措置、行政命令などを整備する義務を負っており、その義務の履行を加盟日より起算して三ヵ月以内にＥＣ委員会に報告しなければならない。

e、手形、小切手法の改正

スペインは、一九三〇年六月七日付の手形、小切手の統一に関するジュネーブ条約に調印はしたが、批准はしていない、ＥＣ諸国は批准、適用しているので、ＥＣ諸国との経済関係の緊密化に伴い、ジュネーブ条約の線に歩み寄る必要性が認識されていたが、ＥＣ加盟が本決まりになると共に加速され、改正手形・小切手法が一九八五年七月一六日付法律第一九号として公布されたが、同法の末条では発効日を一九八六年一月一日と、ＥＣ加盟の当日に合わせている。別に加盟議定書で要求されたわけではないが、スペイン自身が必要に迫られて自主的に法改正した一例である。新法の分析、紹介は、それだけで一論文に十分に値するものであるから、別の機会に譲りたい。

㈢ 加盟後の実施

ＥＣの第二次法源、今回の加盟議定書により、早ければ、加盟一年後から、多くのケースは七年、長くて一〇年の幅を置いて漸進的に各種の分野における調整がなされる。その調整が終るまではスペインの加盟も部分加盟であるといえる。しかし、七年を経過すれば、即ち一九九三年にはおおむね完全加盟の段階に到達することになろう。これらの経過期間の設定はスペインの異質性によることが多いが、ＥＣ側の事情によるケースもある。

a、関税の漸進的切下げと数量制限

前述のように、加盟議定書第三一条によりEC対スペインの輸入の適用される関税は加盟二ヵ月後の一九八六年三月一日が基準関税に対し一〇%切り下げられるが、二年目の一九八七年一月一日に一二・五%、二、三年目に各一五%、四、五、六年目に各一二・五%、七年目が一〇%という率で切り下げられ、七年がかりで一〇〇%引下げられる。経済的な問題になるが、七年目には対ECの輸出が容易になる一方、ヨーロッパの工業と完全な競争に立たされるので、スペインの工業は経過期間中に十分な競争力をつけて置かねばならない。

対外共通関税率については本節(二)のb(ウ)で前述のように基準関税と対外共通関税率もしくはECSCの統一関税率の間の開きを縮める率は第一年が一〇%であったが、第二年は一二・五%、三、四年目は一五%、五、六、七年目が一二・五%、一九九三年一月一日以降スペインは完全に対外共通関税率およびECSCの統一関税率を適用することになる。

工業製品の数量制限については、本稿四(2)のなかの例示で既述したので割愛する。農産物については、逆にEC側の方が守りの構えになっており、例えば、加盟議定書第七五条第一段a項によりスペイン産果実、野菜の輸入に対する関税の逓減率は最初の四年間が一〇%、五年目が二五%、六年目が一五%、最後の五年間が四%と十一年かけて一〇〇%引き下げているが、このことは農産物に関する限りスペイン農業の方が競争力をもっていることを示している。農牧業関係でスペインが競争力を欠いているのは畜産、とくに酪農である。EC加盟国にはオランダ、デンマークのような酪農国があるからである。酪農のほかに、肉牛、牛肉、製パン用小麦などの競争力も劣る。そこで、加盟議定書第八四条により一九八九年一二月三一日までの時限で、肉牛および牛肉二万トン（うち肉牛一万二〇〇〇頭、一年目一〇%、二年目一二・五%、三年目一五%加増）、牛乳および生クリーム二〇万トン（一年目一〇%、二年目一二・五%、三年目一五%加増）、バター一〇〇〇トン（一年目、二年目、三年目各一五%加増）、チーズおよび再加工チーズ一万四〇〇〇トン（一年目、二年目、三年目各一五%加増）、製パン用小麦一七万三〇〇〇トン（一年目、二年目、三年目各一五%加増）の対E

Ｃ輸入枠の設定を認められている。この間にスペインは、特に酪農の体質改善を迫られている。一九八五年八月二五日付のヤ（ＹＡ）紙は、ときのカルロス・ロメロ農林水産相の談話として、ＥＣ加盟と共にとくにアストゥリアス、ガリシア地方の酪農家が被害を蒙るので、酪農の近代化のための特別融資や営農指導に係わる政令（一九八六年一月一日発効）を公布する所存であると報じている。

b、農産物価格の漸進的調整

スペインの農産物の価格はＥＣのそれよりもかなり低い場合が多いので、ＥＣ価格への調整が必要とされる。例えば、オリーブであるが、加盟議定書第九二条第二段により、スペインのオリーブ現行価格がＥＣの価格に一致するまで毎年五％づつ引き上げてゆくことを要求されている。

c、ワインの生産抑制

加盟議定書第一二四条により、スペインのワイン生産量が二三・四億リットルを超えると、超過分は工業用アルコールに強制蒸留される。

d、ガソリンの鉛含有量の調整

スペインのスーパー・ガソリンの鉛含有量は最高リットルあたり〇・六〇グラムまたは〇・六五グラムである。一九七八年六月二九日付ＥＣ委員会命令六一一号（78/611/EC）により新加盟国は一年間（即ち、遅くも一九八七年一月一日まで）はこの基準をそのまま継続することができるが、それ以降は同命令によるＥＣ基準リットルあたり〇・四グラムに合わせるよう国内法を改正しなければならない。これは大気汚染対策の域内統一を考えたものであろう。

e、チョコレートに関する調整

スペインの喫茶店におけるチョコレートは日本流にいえばココアのことである。澱粉を混入しているとみえてやや重い味だがなかなか美味である。一九七三年七月二四日付ＥＣ委員会命令二四一号（73/241/EC　その後一九八〇年六月

三〇日付命令八〇号まで八回改正）により、スペインは一九八七年一二月三一日まで飲用チョコレート（chocolate a la taza）、家庭飲用チョコレート（chocolate familiar a la taza）、粉乳家庭用チョコレート（chocolate familiar lacteado）をチョコレートという名称の下に引続き販売することを認められる。二年の経過期間満了後は、粉（harina）を含有するチョコレートを、チョコレートという名称の下に販売できない。

三年後のスペインではココアの味まで変わっているかも知れない。

f、交通法規の調整

一九六〇年六月二七日付規則十一号、一九六八年七月一九日付規則一〇一七号により、新加盟国は、加盟後六ヵ月以内に、EC委員会と協議の上、交通規則を調整しなければならない。最も明確に要求されているのは、一九七〇年七月二〇日付規則一四六三号により、危険物搬送用トラックには加盟と同時に、国内バスには三年以内、非危険物搬送トラックには四年以内のタコメーター（tacógrafo エンジンの回転数の記録計）の装備である。

g、人の移動の自由

ローマ条約第四八条第一項は、労働者の域内自由移動は過渡期間の終りまでに確保されるとしているが、加盟議定書第五六条はその過渡期間を七年間と定めている。即ち、スペインとEC間の労働者の移動の自由が確保されるのは一九九三年一月一日以降となる。そして一九九二年一二月三一日までの移動は、引続きスペインとEC加盟各国間に取り結ばれている二国間協定によることになっている。

現在EC加盟諸国の失業率はいずれも高く、とくにスペインは二〇％と抜群に高いが、ECが好況時に吸収したスペイン人労働者の多くが不況と共に解雇されて帰国しており、その帰国した労働者をスペインの産業も吸収できないというのが現状である。労働者の移動の自由を漸進的に実施せず、一挙に七年先に繰延べたのは、このようなヨーロッパの労働力の厳しい需給関係を反映したものであろう。

ローマ条約第四八条第二項が打ち樹てた、加盟国の労働者間の労働条件に関する国籍による差別撤廃の原則の方は、加盟議定書第五七条第二段により加盟と共に実施される。

なお、特定の専門職種の移動には別途の措置がとられる。例えば、一九七八年七月二五日付ＥＣ委員会命令六八六号（78/686/EC）により、遅くも一九九〇年一二月三一日までに加盟国の歯科医はスペインで診療かつ開業できることになる。即ち経過期間は最高五年である。

また、一九八二年三月二二日催されたＥＣとスペイン間の加盟交渉の会議において、加盟国の医師、獣医師、産科医、看護人など自由職業の開業および役務の供与の自由については加盟時より認めるという合意が成立している。

h、金融機関に対する規制の漸進的緩和

前記の一九八二年三月二二日開催のＥＣ・スペイン間の会議においては、スペインが加盟と共にローマ条約第五二条、第五九条および一九七七年一二月一二日付ＥＣ命令七八〇号（77/780/EC）に基づいて、次の例外事項を除き、店舗開設と役務提供の自由を認めるという合意にも達していた。

ア、スペインに店舗を有するＥＣ加盟国金融機関がスペインにおいて調達できる現地資金は、一九八七年一二月三一日までは、現行の四〇％を限度とする。一九八八年一月一日以降毎年一〇％づつ加増し、七年目の一九九三年一月一日以降は一〇〇％の現地調達が可能になる。

イ、外銀は一行三店という現行の店舗開設制限を加盟後四年間継続し、五年目から七年目まで毎年一店づつの増設を認め、一九九三年一月一日以降は自由化するが、スペインの国内金融機関と同一の法律上の規制を受けることになる。

i、資本移動の自由

域内資本移動の漸進的自由化を謳うローマ条約第六七条をうけて、加盟議定書は次のような経過措置を設ける。

(ア)、加盟議定書第六二条a項により、スペイン居住者による株券の取得を目的とする他のＥＣ加盟国の会社に対する直接投資の自由化は一九八八年一二月三一日まで繰延べ。

(イ)、同条b項により、スペイン居住者による不動産の取得、所有もしくは開発を目的とする他のEC加盟国の会社への直接投資の自由化は一九九〇年一二月三一日まで繰延べ。

(ウ)、加盟議定書第六四条により、スペイン居住者による証券取引所で売買される外国証券の他のEC加盟国における取得の自由化は一九八八年一二月三一日まで繰延べ。

ただし、保険会社、預金銀行、工業銀行の自己資金増の一〇%を限度とするこれら証券の取得、動産投資の基金および会社による、当該基金および会社を規制する国内法が許容する条件の範囲内におけるこれら証券の取得、ECおよび欧州投資銀行が発行する確定利付の債券の取得は、加盟と同時に自由化される。

j、工業所有権に関する国際条約への加入義務

加盟と同時に実施する義務については、本章(二)C、で前述した。スペインは、一八八三年三月二〇日付の工業所有権保護に関するパリ条約には加盟しているが、ヨーロッパ特許の付与に関する一九七三年一〇月七日付のミュンヘン条約には加盟していない。前記の第八付属議定書（Protocolo No. 8）は、化学物質および医薬品についてのみ、ミュンヘン条約に、同条約の第一六七条の定める期限のなかで加盟することを要求している。スペイン現行工業所有権法（Estatuto de la Propiedad Industrial 一九二八年制定）は化学物質と医薬品の特許能力を認めていない。従ってスペインをミュンヘン条約に加盟させる目的は化学物質、医薬品に特許能力をもたせることにある。

この加盟による効力発生時期であるが、ミュンヘン条約第一六七条第三項によると、加盟国は同条約発効後一〇年間は条約の適用を留保でき、さらに一〇年の期限満了の少なくとも一年前に理由を付して申請して認められればさらに五年未満の延長が可能になる。ミュンヘン条約は、一九七三年一〇月七日に発効しており、その一〇年後が一九八三年一〇月七日、従って一九八六年一〇月七日以前に加盟する必要があるが、五年延長が認められると、スペインの加盟は一九九二年一〇月七日となる公算が大である。(7)

また、第八付属議定書は、遅くも一九九二年一〇月七日までにミュンヘン条約を補完する、一九七五年一二月五日

にルクセンブルグで署名した共同体特許条約（ルクセンブルグ条約）への加盟も義務づけている。

k、予想される会社法改正

会社法の調整について今回の加盟議定書はなにも要求していない。一九五一年七月一七日付株式会社法が現行法であるが、閉鎖型会社（compañía cerrada）向きの法律であるとされている。[8] 一九五一年と言えば、スペインがまだ国際的な孤立から脱却していない年であり、アウタルキー経済の下で大衆資本を動員する大会社の存在が必要でなかった時代環境の所産とみてよいであろう。従って、ＥＣ加盟の成否にかかわらず、改正の必要が認識されており、一九七八年有力な商法学者を中心とする改正法起草グループが結成され、一九七九年に改正法案が起草されている。

加盟議定書は要求していなくても、ローマ条約第五四条第三項(g)号では社員および第三者の利益を守るため加盟国において要求される保証を均等にする目的で加盟国の会社法を調整することを定めている。それを受けて、一九八六年三月九日付第一命令（会社の公示、代表権および無効）、一九七六年一二月一三日付第二命令（会社資本の維持）、一九七八年一〇月九日付第三命令（会社の合併）、一九七九年七月二五日付第四命令（会社の計算）、一九七二年起案、一九八三年八月一二日改定の第五命令（会社の機関および従業員の経営参加）、一九八二年一二月一七日付第六命令（会社の分割）、一九八三年六月一三日付第七命令（系列会社間の連結決算）、一九八四年四月一〇日付第八命令（会計の監査人）、などの命令が、ローマ条約第一〇〇条に基づき発せられている。[9]

スペインでは、一九七九年の改正法案とこれらのＥＣ会社法命令を踏まえて、改めて改正法案が起草され、国会審議に付される見込である。従業員の経営参加など、とかく西ドイツの会社法寄りとされるＥＣの会社法命令が、どの程度スペインの新会社法のなかに吸収されるか、興味のあるところであろう。

(1) Paul Preston & Denis Smith, ibid. の西語版 p. 20

(2) 王令法（Real Decreto-Ley）とは、法律（Ley）と王令（Real Decreto）との中間にあるもので、特例と緊急性を理由として、

政府が暫定措置として制定するが、直ちに下院に送付してその追認を受けなければならない。下院が開会していないときは、その王令法の公布の日から三〇日以内に下院が召集され、その追認または廃止の決が下される（一九七八年憲法第八六条、第八七条）。

(3) 一九八五年七月五日付ＡＢＣ紙記事

(4) Tulio Rosembuj, "¿QUE ES EL IVA?", Barcelona, 1985, p. 17.

(5) 工業所有権と物の移動の自由とがどのような関連をもつのかというと、ルクセンブルグ条約前文の第四段のなかの「……特許によって保護される商品の自由移動……」という表現がよくこれに答えているといえよう（ルクセンブルグ条約の邦訳は、ＡＩＰＰＩ日本部会「共同市場のための欧州特許権に関する法令集」一九七六年）。

(6) 第七五条（立証責任）

(1) 共同体特許権の主題が新しい物を生産する方法であるときは、相手方の生産する同一の物は、反証のない限りその特許方法によって生産されたものと認められる。

(2) 製造上及び事業上の秘密を守る被告の合法的権利は、反証を挙げる際に斟酌される。（ＡＩＰＰＩ日本部会の邦訳による）。

(7) A. Bercovitz, E. Galán, J. Delicado, M. A. Feito, Derecho de Patentes: España y la Comunidad Económica Europea, Barcelona, 1985, p. 23.

(8) Luis Javier Cortes, Fundaciones de la Sociedad Anónima: Legislación y práctica española, Zaragoza, 1985, p. 69.

(9) Luis Javier Cortes, ibid., p. 77.

むすび

本稿の狙いは、初節で前述のように一国が経済統合に加盟することによってその法制にどのような影響を受けるかの試論である。また加盟早々の現段階で十分な分析は困難であるが、それでも、既述のことの総括として次のように

まとめ得ると思う。

(1) ＥＣ法は基本的には経済法であるので加盟に伴うスペインの法調整はスペインの法体系の全体を揺がすものではないが、それでも、一説によると官報にして四万頁位に達するのではないかという予想がある。本稿の五、の法改正、法調整の事例は、現段階で筆者が入手し得たデータにもとづいて列挙したものであるが、これですべてを網羅したとは言い切れないことをお断わりしておきたい。

列挙したこれらの事例は、すべて法改正を要するものではあるが、経済的な色あいの強い事例も多い。どれがより法的な問題であり、どれがより経済的な問題であるかの区分はなかなか難しいところである。しかし、法と経済が交錯するなかで、法調整という見地からもっともそれらしいのは、ガソリンの鉛含有量の調整、チョコレートに関する調整、交通法規の調整、電離放射線に対する健康保護立法の調整などであろう。

(2) ＥＣ加盟を前にした一九八五年一二月三〇日付ＡＢＣ紙に、フェルナンデス・オルドニェス(Fernando Ordoñez)外相がＥＣ加盟に関する小稿を寄せているが、そのなかで加盟はＥＣ法を丸ごと受け入れることを意味すると書き述べている。従来の国内法に加えてＥＣ法が、とくに基礎的な条約と規則とがスペインに割り込んできたという感がある。しかし、スペイン側の受入れ体制は十分とはいえない。一九八五年八月一五日付ヤ（ＹＡ）紙は、ＥＣ加盟に伴いＥＣ法に通じた新しいタイプの法律家が必要になったという記事を載せている。それによると、ＥＣ法の専門家といえるものは加盟交渉を担当してきたお役人だけであり、あとの法律家は約六万頁に達するというＥＣ法の山をただ眺めるのみというのである。大学の法学部にはＥＣ法の講座がなく、わずかに国際法の講義のなかの数回が当てられているに過ぎない。あわてて法学部のカリキュラムの変更を検討中というところである。この記事には、国内法が頭につまった裁判官と弁護士が目隠しをされて大手を振って歩いているが、足下にマンホールの蓋が開いており、その蓋にはＥＣ法と書かれているという風刺漫画がついている。

裁判官や弁護士ばかりでなく、企業の法務担当者も、EC発足以来の第二次法源を含む現行EC法の勉強に加え、加盟日以降はスペインの官報とECの官報（official Journal of the European Communities）の両方をトレースしなければならなくなる。これは重い負担に違いない。後順位の加盟国程この負担は重くなる。スペインの場合、長い間EC加盟の可能性が近づいたり遠のいたりしたので、専門家が真剣に取り組まなかったという事情が加わるようである。

(3) 法律家にとって当面重い負担になろうが、スペインの法制を時代に沿ったものに改正するためにはよい機会になると思われる。例えば、スペインの工業所有権法は一九二八年制定のものであり、その後の長足な科学技術の進歩を考えると時代遅れになっていることはスペインの法学者も認めている。法律の改正には色々な利害や思惑がからむため、なかなか進まないという面がある。事実、一九七八年憲法の制定と共にもっと関連諸法が改正されねばならない筈であるが、それ程進んでいない。EC加盟という大きい外圧によって、停滞し勝ちであった諸法の改正が、経済法および経済法に隣接する法域であろうが、一挙に促進されることになれば、それはスペインにとって加盟に伴う一つのメリットになるであろう。

〔本稿は、昨年十一月三〇日、常磐大学で開催された慶應法学会で口頭発表したテーマに、その後の入手資料も加え、一月一日の加盟、三月一日の関税同盟の始動を確認した現段階で、論文化した次第である。〕